

家畜導入事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、優良な家畜の導入を円滑に実施するために、事業の補助に要する経費を予め基金造成して、年間を通じて計画的な家畜導入を図ることのできる体制を整備することを目的として定める。

(事業実施)

第2 本事業の実施については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号)、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項(以下「要項」という。)に定めるほか、この要領に定めるところによる。

(事業の内容)

第3 家畜の導入を促進するために、次の区分により行う事業に対して助成する。

1 肉用牛導入

農協等が肉用繁殖雌牛群を整備・増殖する意欲を有する者に、肉用繁殖雌牛を一定期間貸し付けた後、その者に譲渡する。

2 高品質乳用牛導入

高品質生乳の安定生産のため牛群の整備・増殖の意欲を有する者に、優良な乳用雌牛を一定期間貸し付けた後、その者に譲渡する。

(事業の構成)

第4 基金造成主体は、事業主体が家畜導入を促進するため、別に定める家畜導入実施基準に従い、補助に要する経費を予め基金として造成する。

2 事業主体は、別に定める家畜導入実施基準に従い、家畜を購入し、農家に一定期間貸し付けた後、その者に譲渡する。

3 基金造成主体は、事業主体からの申請に基づき、助成額を基金から取り崩し、事業主体へ交付する。

(基金の造成)

第5 基金造成主体は、家畜導入の実施計画等を基礎とする事業実施計画書に基づく補助金(当該年度及び当該年度の翌年度の第2四半期までの事業実施予定計画量に要する経費に充てる資金)の交付を受け、当該補助金(自己負担分がある場合にあっては、当該自己負担金を含む。)を基金に造成するものとする。

2 基金の造成額は家畜導入の実施予定計画頭数から当該年度当初における基金の残高を1頭当たりの取り崩し額で除して得た導入可能頭数(小数点以下は切り捨て、整数とする。)を差し引いて得た追加造成必要頭数に1頭当たりの取り崩し額を乗じて得た額以内とする。

(基金の管理及び運営)

第6 市町村が基金造成主体にある場合にあっては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項又は第241条第1項の規定に基づく特別会計又は基金の設置に関する条例を定め、又は改正し、当該条例の規定に基づく基金の管理に努めるものとする。

2 農業協同組合、農業協同組合連合会が基金造成主体の場合は、基金の設置に関する規程等を定め、当該規程等の規定及び家畜導入実施基準に従い、それぞれの基金を適正に管理・運営すること。

3 基金造成主体は、対象事業が終了したときは、別記第1号様式により事業終了報告及び基金の返納に係る納付承認申請書を作成し、終了に係る年度の翌年度の6月30日までに正副2部を知事に提出し、納付金の額について知事の承認を受けなければならない。

(家畜の管理)

第7 事業主体は、導入家畜の管理台帳を備え、導入家畜に関する記録、乳用雌牛の導入に係る導入家畜証明書(生産酪農経営の所属する農業協同組合等が証明したもの)の整備、導入対象者台帳の整備、導入対象者の家畜飼養状況の把握を行うこと。

(牛群整備方針の作成)

第8 県は、肉用牛の産肉性等経済能力の向上と斉一化を推進するための肉用牛群整備増殖方針及び乳量乳質の確保と生乳の生涯生産性向上を推進するための乳用牛群整備方針を作成するものとする。

なお、肉用牛群整備増殖方針の内容については肉用牛の飼養動向に即して、乳用牛群整備方針の内容については乳用牛の飼養動向に即して適宜見直すものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第9 この事業の実施に要する経費のうち別表1に掲げる事業について、県は予算の範囲内において補助する。

(補助金の配分)

第10 各事業主体への補助金の配分は、事後評価を重視し、実施基準第9の3の(2)の報告に基づく増頭の達成状況、基金の運用状況等を評価基準として、次年度の予算配分に反映させるものとする。

(事業実施の手続)

第11 基金造成主体が事業を実施する場合、市町村長(2以上の市町村を区域とする広域的な農業協同組合が基金造成主体となる場合にあっては、関係市町村で調整の上、主たる市町村の長とする。)を経由して手続する。

なお、農業協同組合連合会が実施する場合は市町村長を経由しない。

(事業実施計画の承認申請)

第12 要項第3条の規定により実施計画の承認申請を行うときに添付する事業実施計画書は、別記第2号様式の(1)から(4)のとおりとする。

(補助金等の交付申請)

第13 要項第6条第2項の規定により補助金の交付申請を行うときに添付する事業計画書は、別記第2号様式の(1)から(4)を準用する。

(実績報告)

第 14 要項第13条第2項の事業実績書は次によるものとする。

(1)事業実績書(別記第2号様式の(1)から(4)を準用するものとする。)

(2)その他知事が必要と認める書類。

(雑 則)

第 15 要項第20条に基づき、補助採択基準は別表1により定める。

附 則

本要領は、平成23年5月24日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

本要領は、平成24年4月2日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

本要領は、平成29年6月16日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表1

家畜導入事業内容一覧

補助事業者等	採択基準	事業種類	補助対象経費 (事業内容)	補助率	重要な変更
<p>【補助事業者】 市町村 農業協同組合連合会</p> <p>【基金造成主体】 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合</p> <p>【事業主体】 農業協同組合連合会 農業協同組合</p>	<p>次の要件を満たしていること。</p> <p>1 事業実施地域は、市町村計画を作成した市町村の区域内又は県知事が適当と認める市町村の区域内とする。</p> <p>2 県が策定する牛群整備増殖方針に基づき肉用繁殖雌牛又は乳用雌牛を計画的に貸し付けるものであること。</p> <p>3 家畜を導入する者に対し、飼養管理技術等について適切に指導できるものであること。</p> <p>4 事業主体当たりの家畜貸付頭数は肉用繁殖雌牛にあっては概ね10頭以上、乳用雌牛にあっては概ね220頭以上であること。</p>	<p>1 肉用牛導入</p> <p>2 高品質乳用牛導入</p>	<p>肉用育成雌牛の購入費</p> <p>肉用成雌牛の購入費</p> <p>乳用成雌牛の購入費</p>	<p>1頭当たり92,000円又は購入費100分の25.2のいずれか低い額</p> <p>1頭当たり92,000円又は購入費100分の15.3のいずれか低い額</p> <p>72,000円以内/頭</p>	<p>1 事業主体の変更</p> <p>2 事業種目の新設及び廃止</p> <p>3 施設等区分の変更</p> <p>4 事業費の30%を超える増減</p>